

岡山県立鴨方高等学校
校長 久 常 宏 栄

令和7年度 岡山県立鴨方高等学校 運動部（文化部）活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動（15部）

男子（8部）：バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、バドミントン、武道
フィールド、軟式野球

女子（7部）：バスケットボール、バレーボール、卓球、ソフトテニス、バドミントン、武道
フィールド

本校の文化部活動（9部）

科学、演劇、美術、華道、茶道、写真、書道、吹奏楽、ダンス

2 目 標

- （1）生涯にわたって運動に親しむ態度を養うとともに、異年齢集団による活動を通じて、互いに協力して友情を深めるなど好ましい人間関係を育む。
- （2）練習内容や練習時間、休養日を適切に設定して、生徒の発達段階に応じた活動ができるよう配慮して、自らが健康・安全に留意する力を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- （1）休養日
 - ・原則、週1日を完全休養日とし、週末は、土日のどちらかを休養日とする。試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。
 - ・定期考査の1週間前からは原則活動中止とする。原則を外れる場合は（別紙）のとおりである。
 - ・夏季及び冬季休業中の閉庁日は、原則活動しないこととする。原則を外れる場合は（別紙）のとおりである。
- （2）活動時間
 - ・平日は長くとも2時間程度、休業日は3時間程度とし、朝練習は、原則行わない。ただし、原則を外れる場合は事前に校長の許可を得ることとする。
 - ・試合期で、活動時間の延長を希望する場合や、朝練習を実施する場合は、事前に校長の許可を得ることとする。（原則、大会の1週間前）
 - ・下校時刻を厳守する。（18時30分完全下校）
- （3）遠征、合宿等
 - ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに、校長へ遠征・合宿届を提出する。
- （4）大会参加
 - ・大会参加は、高体連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

- （1）体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等の指導を徹底する。
 - ・4月、10月に部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。

- (2) 部活動顧問会議（研修会の実施等）について
 - ・年度始めに顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
 - ・定期的に部長会、部活動委員会等を開催し、目標の共有化を図り、活動の活性化につなげる。
- (3) 部費の取扱いについて
 - ・部費等、取扱いについては公費に準じて（学校徴収金マニュアルに基づく）、適切に管理し、決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) その他
 - ・規律違反等、好ましくない状況があった場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。
 - ・顧問は、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。また、保護者に適宜、活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。

別紙

「岡山県運動部活動の在り方に関する方針」に示す原則を外れる場合

(1) 休養日

定期考査期間中の部活動について

- ・高体連主催の大会、またはそれに準ずる大会（国体など）が本考査終了後、1週間以内にある場合に本考査期間中の部活動を認める。なお、準考査期間中は顧問で大会日程等を検討し、活動を行ってもかまわない。その際、最終下校時刻を17:30とする。また、準考査1週間前までに部活動延長願に記入の後、係の教員に提出する。
- ・本考査中の活動時間は2時間程度とし、終了後、速やかに下校する。（17時00分完全下校）

(2) 閉庁日の活動

- ・活動前もしくは活動後に、別途休養日を設けるようにする。